

新潟市給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月3日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第35号

新潟市給与条例の一部を改正する条例

新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用職員の欄に掲げる俸給月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額」に、「その者の属する職務の級に応じた額」を「その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改め、同条第2項を削る。

第16条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第3項、第23条第3項各号及び第25条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第32条第1項ただし書中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の9項を加える。

（定年の引上げに伴う経過措置）

33 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第35項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第4条第4項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第5条並

びに第6条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額（俸給の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる俸給月額の設定がある場合は当該俸給月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

34 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 新潟市職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟市条例第5号。以下この項において「定年条例」という。）第6条第2項第2号又は第3号の職を占める職員

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

35 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。

以下この項において同じ。）をされた職員であつて、当該他の職への降任又は転任をされた日（以下この項及び附則第37項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第33項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第33項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、





務職員	円	円	円	円	円	円	円	円
	236,800	248,500	252,700	288,000	305,100	319,300	342,900	378,100

別表第6再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円	円	円	円	円	円
	197,700	240,600	254,900	288,400	315,200	356,900

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (職員の勤務延長に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟市給与条例（以下「改正後の条例」という。）附則第33項から第41項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

##### (定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第6条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第4項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3

項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第4項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第22条第3項、第23条第3項第2号、第25条及び第32条第1項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第16条第2項の規定を適用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。